

Q



組織再編税制が見直されたと聞きましたが、具体的にどう変わったのですか。

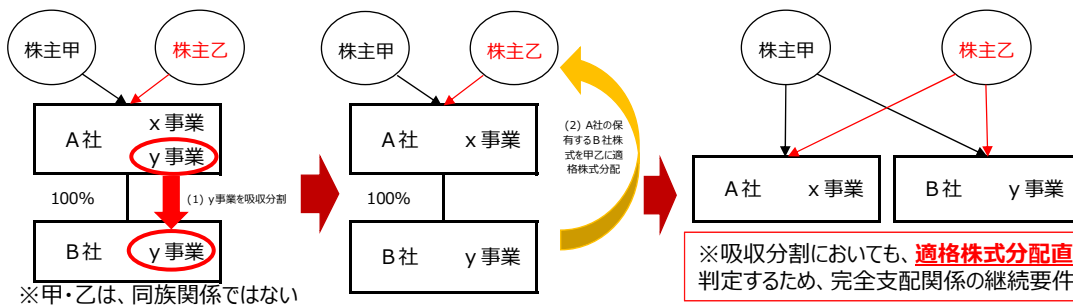
A



企業の機動的な事業組織再編成を図るために、スピノフによる組織再編後の株式分配時の適格要件緩和、無対価組織再編成の類型の見直しやその他の適格要件の緩和措置が講じられます。

● 改正概要 ●

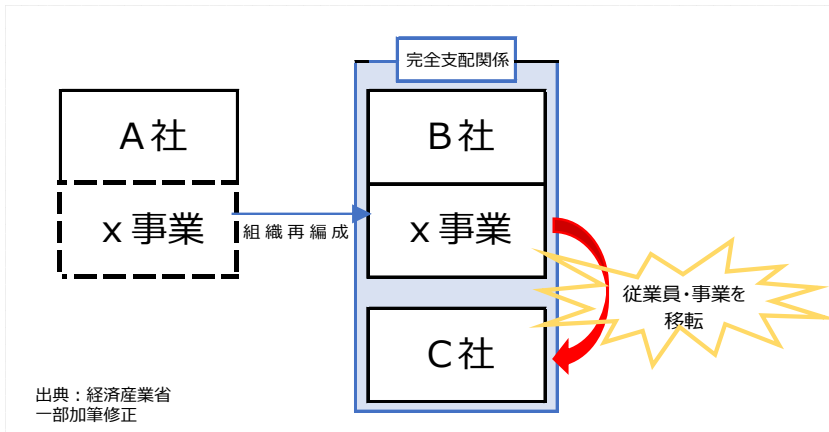
① 吸収分割後の適格株式分配



改正前：適格NG
組織再編後でA社・B社間の完全支配関係がなくなるため

※吸収分割においても、**適格株式分配直前までの関係**で判定するため、完全支配関係の継続要件を充足します。

② 従業者従事要件・事業継続要件の緩和

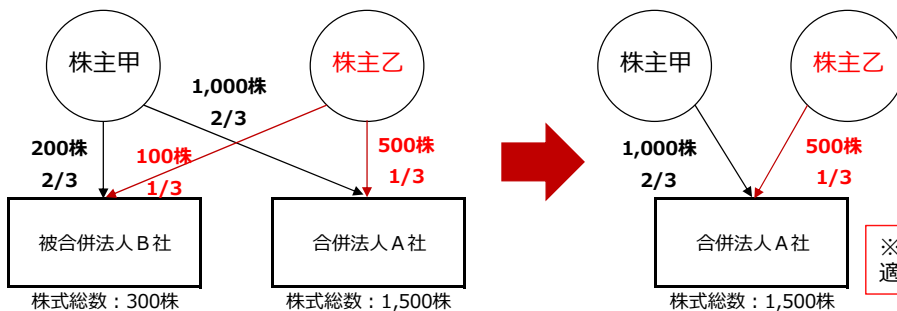


改正前：適格NG
組織再編後においても、**合併法人(B社)の事業に従事し、かつ、その事業自体も合併法人(B社)で継続しなければならないため**

※組織再編後に**完全支配関係の会社(C社)へ従業員・事業の移転が見込まれている場合**でも認められるようになります。

③ 無対価組織再編成の類型の見直し

【合併の場合】



改正前：適格NG
合併直前の株式保有者は、合併法人・被合併法人ともに、**同一の者が全部を保有していなければならないため**

※**合併前後での株式保有割合が同じ**であれば、適格要件を満たすこととなります。

平成30年4月1日以後に行われる組織再編成について適用開始



POINT



③の無対価組織再編成の類型は、合併という例を利用しましたが、その他にも分割や株式交換についても適格組織再編成となる類型が見直されています。詳細については、お気軽に弊社までお尋ねください。